三重県財政の健全化に向けた集中取組(素案) ~持続可能な行財政運営に向けて~

平成28年9月

1 取組の位置づけ

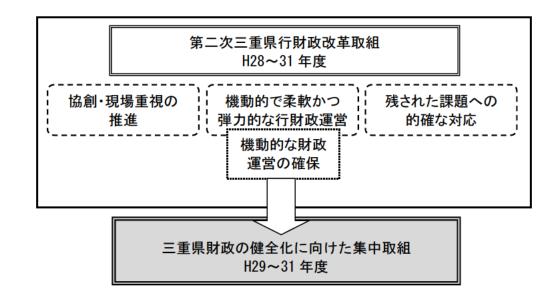
現在、第二次三重県行財政改革取組(以下「第二次取組」という。)において、「機動的な財政運営の確保」に向けた取組を進めているところです。

しかし、平成 28 年度以降の中期財政見通しを踏まえ、県財政の現状と課題を分析・整理した結果、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の着実な推進とともに、さらに持続可能な行財政運営を維持していくため、財政の健全化に向けた取組として、より一層の歳入確保と歳出構造の抜本的な見直しが急務と考えました。

そこで庁内の検討組織として、本年4月から歳入確保ワーキング・グループ及び歳出改革ワーキング・グループ(以下「WG」という。)を立ち上げ、歳入・歳出についてそれぞれ現状と課題を分析し、取組の方向性についてまとめた検討結果や、職員提案制度等による職員からの提案も含めて、行財政改革推進本部で具体的な取組についての検討を重ねてきました。

本取組は、こうした検討を経て、財政の健全化に向けて、第二次取組の具体的取組の一つである「機動的な財政運営の確保」のためのより具体的な方策をとりまとめ、平成31年度まで集中的に取り組むものです。

【財政の健全化に向けた取組のイメージ図】



2 三重県財政の現状と課題

本県の財政状況は、歳入歳出の両面で、より一層深刻な状況にあります。

(歳出面)

歳出面においては、社会保障関係経費が自然増等により引き続き増加を続けている状況にあることや、公債費が平成34年度に見込まれているピークに向けて増加を続けていること、人件費において本県では高齢層職員の割合が高く、退職手当の支給総額も高い水準にあることなどの構造的な要因により、財政の硬直化がますます進んでいます。(WG最終とりまとめ 11ページ「②歳出構造の変化」、12ページ「③経常収支比率」を参照)

このため、臨時的に必要となる投資や今後の新規需要に対して、機動的に対応していくことが困難な状況になりつつあります。

(歳入面)

歳入面においては、県税収入が一定伸びてきたものの、地方交付税等が減額されたこともあり、一般財源収入総額としては微増にとどまっています。 (WG 最終とりまとめ 2ページ「①普通会計歳入の推移」を参照)

しかしながら、一般財源収入だけでは歳出の伸びに十分に対応できずに、 近年は、土地開発基金の取り崩しや住宅供給公社清算金収入などといった臨 時的収入に頼らざるを得ない状況となりました。(WG 最終とりまとめ 7ページ「④臨時一般財源の推移」を参照)

また、それらが尽きた平成28年度当初予算編成においては、企業会計からの借入という異例の手段を講じたところです。

(総括)

臨時的収入は恒久的に期待することができないため、三重県財政は、今後、 歳出全般について見直しをしない限り、必要な歳出に対して歳入が不足する 事態に陥るおそれがあります。

このような状況を回避し、持続可能な財政運営が可能となるよう、より一層の歳入確保に引き続き取り組むとともに、歳出面、特に経常的支出(公債費、社会保障関係経費、人件費、補助金などの毎年恒常的に支出される経費)においては、その構造から抜本的に見直すことが急務となっています。

3 財政の健全化のめざす姿

(1)基本的な考え方

本県の財政状況は、より一層深刻な状況にありますが、このような中にあっても、広域自治を担う本県は、人口減少対策、防災・減災、地域医療体制の確保などの喫緊の課題や、福祉、教育、雇用、産業振興等の多様な行政ニーズに引き続き応えていく責務と役割があります。

今後、将来にわたってこの責務と役割を果たしていくためには、<u>将来世代に負担を先送りすることのない持続可能な行財政運営を維持</u>していくことが不可欠です。

このため、今後は、これまでの取組に加え、より一層の歳入確保や、財政の硬直化を招いている経常的支出について、その構造的見直しに着手することとし、県財政の基盤強化と機動的かつ弾力的な財政運営の確立に向けて取組を進めます。

(2) 具体的な目標

以上のことをふまえ、本県財政がめざす目標としては、

① 臨時収入に依存しない財政運営への転換

を図ることとし、具体的には、

- ・経常的支出の規模を段階的に引き下げていく
- ・ 当面は臨時的支出(投資的経費等)も抑制していく こととします。

予算編成の際には、経常的支出の規模が適正かどうかを判断するための指標として、「経常収支適正度(仮称)」を新たに設定し、この指標が本取組の期間中に100%以下となることをめざして、予算編成において経常的支出の規模を管理することとします。

*「経常収支適正度(仮称)」の算出式

分子:経常的支出(一般財源ベース)

<公債費、社会保障関係経費、人件費、政策的経費(非公共)、庁舎管理経費等など>

分母:経常的収入

<県税、交付税等の一般財源総額>

(参考)平成 26 年度当初予算に当てはめた場合の率 : 100.3% (H26 経常収支比率 95.8%)

こうした取組を通じて、決算時に、

② 経常収支比率の改善をめざすこととします。

本県の経常収支比率は、公債費や社会保障関係経費等の増加が続き、平成 28 年度にかけて、平成 26 年度の実績値である 95.8%より悪化することが見込まれます。

今後も公債費や社会保障関係経費の増加が見込まれることをふまえ、まずは、平成 31 年度において、企業会計からの借入といった異例の手段を講じることなく予算を組むことができた平成 26 年度の数値 95.8%を上回らないよう取り組むこととし、その後3年以内をめどに、平成 26 年度の全国平均である 93.0%以下となるよう努めます。

また、公債費の増加が本県における財政運営上の大きな課題であること

から、予算編成時においては、第二次行動計画の目標である「県債残高」 を管理しつつ、決算時に、

③ 実質公債費比率の改善 をめざすこととします。

具体的には、現状(平成26年度)における本県の数値14.7%を、まずは、 平成31年度までに平成26年度の全国中位である14.1%以下となるよう取り組むこととし、その後3年以内をめどに平成26年度の全国平均である13.1%以下となるよう努めます。

三重県財政のめざす姿

- ◆経常的支出(公債費、社会保障関係経費、人件費、補助金など)が構造的な要因で増加を続けており、県財政が一層硬直化
- ◆一般財源総額の伸びが見込めない中、これまで活用してきた臨時収入(土地開発基金からの繰入金や企業会計からの繰入金など)が皆減になるとともに、財政調整基金の積み上がりが不足
- ◆臨時収入は、恒久的に期待することはできないため、三重県財政は、今後、歳出全般 について見直しをしない限り、必要な歳出に対して歳入が不足する事態に陥るおそれ
- ◆このような状況を回避し、持続可能な財政運営が可能となるよう、より一層の歳入確保に引き続き取り組むとともに、歳出面、特に経常支出においては、その構造から抜本的に見直すことが急務

H26 経常収支比率 95.8% H26 実質公債費比率 14. 7%

財政の健全化に向けた集中取組(~H31年度)

≪具体的目標≫

県財政の課題

- ① 経常的支出の規模の段階的引き下げ
 - ◆新たな指標として「経常収支適正度(仮称)」を設け、予算編成時に経常的支出の規模を管理 (指標が本取組の期間中に100%以下となることをめざす。)
 - ◆当分の間、投資的経費等の臨時的支出も抑制
- ② 経常収支比率の改善
 - ◆今後見込まれる公債費や社会保障関係経費の伸びをふまえ、まずは、平成31年度において、本県の現状値95.8%(平成26年度)を上回らないようにし、その後3年をめどに、平成26年度の全国平均である93.0%以下に
- ③ 実質公債費比率の改善
 - ◆平成31年度までに平成26年度の全国中位である14.1%以下とし、その後3年をめどに、全国平均である13.1%以下に

持続可能な行財政運営の維持

- ◆ 臨時収入に依存しない財政運営への転換
- ◆ 機動的かつ弾力的な財政運営の確立

4 財政の健全化に向けた具体的取組

WGでの検討結果や職員からの提案、庁内での検討を踏まえ、今後平成31年度までの間に、財政の健全化に向けて集中的に進める具体的取組を次のとおりまとめました。

このうち、平成 31 年度までに効果が現れる見込みである項目を「短期的取組」、平成 31 年度以降に効果を期待する取組を「中期的取組」と整理しています。

なお、この具体的取組の中には、現在調整中の項目があり、今後の検討により変更される項目もあります。

見直しの考え方

財政構造が極めて硬直的となっている現状をふまえ、経常的支出(公債費、 社会保障関係経費、人件費、補助金など)については、集中取組の期間におい て、その規模を段階的に引き下げていくとともに、当面は投資的経費などの臨 時的支出も抑制することとします。

(1) 事務事業の見直し

見直しの方向性

すべての事務事業について、あらゆる視点から成果と課題を検証したうえで、聖域を設けることなく徹底的な見直しを行います。

具体的取組

短期的取組

【H29 から H31 の間に実施】

- ① すべての事務事業について、「妥当性・必要性・有効性・効率性・緊要性」の5つの視点から点検し、徹底した見直しを実施。中でも、「緊要性」が乏しいものについては、厳しく見直し
- ② 官と民、県と市町との役割分担の観点から十分検討したうえで、県関与の必要性が薄れつつあると思料される事業については、一定期間の後、廃止
- ③ 多年(3年以上)にわたり実施している事業のうち、成果をあげ、当初の目標を達成しているものや、活用実績が低調又はニーズが低いものについては、廃止、休止など思い切った見直しを実施
- ④ 人件費を含めたフルコストで費用対効果を測ることを徹底したうえで、費用対効果を十分発揮していると言い難いものについては、抜本的な見直しを実施
- ⑤ 他の都道府県と比較し高額になっている経費や、事業規模の大きいものについては、現下の財政状況を踏まえ、その規模や水準を厳しく精 香
- ⑥ 終期が設定されていない事業については、①から⑤までの視点による 見直しを検討したうえで、当面継続とする場合でも、終期(最長3年) を必ず設定

(2)公債費、投資的経費の抑制

見直しの方向性

公債費が今後の県債の償還ピーク(平成34年度頃)に向けて増加する見込みの中、公債費負担をいかに減らしていくかが財政運営上の大きな課題となっていることから、今後の県債発行については、当分の間、投資的経費を抑制することにより発行そのものを抑制していくとともに、県債の償還期間を適切な範囲で延長していきます。

また、今後の投資について、真に必要なものには的確に対応しつつ、既存施設の老朽化や人口減少の動向、県民ニーズ、県と市町・民間との役割分担を十分踏まえたうえで、より一層の選択と集中を図ります。

具体的取組

短期的取組

【H29 から当分の間実施】

- ① 投資的経費については、財政健全化の目標(実質公債費比率の改善) の達成に向けて、その総額を抑制
- ② 既存のインフラについては、長寿命化の視点を重視するとともに、新 規のインフラ整備については、厳しい優先度判断を実施
- ③ 県有施設(ハコ物)については、着手済みのものを除き、原則として 新たなもの(建替を含む)の着手を当面見合わせ
- ④ 将来、県有施設(ハコ物)の新設又は建替を行おうとする場合には、 次の視点から実施を判断
 - ・施設が県民ニーズに基づくものかどうか
 - ・今後の人口推計や維持費を十分考慮
 - ・県内市町や近隣県の既存施設を有効活用することで、施設を建設せずとも目的が達成できないかどうか

中期的取組

【H29 から当分の間実施】

- ⑤ 県債の償還期間については、当分の間、適切な範囲で延長
- ⑥ 公営企業債については、制度的に起債の償還期間が延ばされたことを 踏まえ、今後は、その償還期間で発行

(3) 県単独補助金の見直し

見直しの方向性

県に裁量の余地のある県単補助金のうち、補助率の高い補助金や少額の補助金、国の補助に対して上乗せしている補助金などについては、改めて見直しを行います。

新規の県単補助金については、厳しい優先度判断のうえ、抑制を図るとともに、すべての県単補助金について、スマートサイクルによる事務事業の評価に加え、各補助金を個別に評価する仕組みを設けます。

具体的取組

短期的取組

【H29 から H31 の間に実施】

- ① 既存の補助金のうち、次の基準に該当するものについて見直しを実施
 - i) 高率補助金(1/2を超えるもの)
 - ii) 零細補助金(個々の市町への交付額が 1,000 千円未満のもの)
 - iii) 国庫補助事業に対する県単上乗せ補助金
 - iv) 市町に対する交付税措置のある経費への補助金
 - v) 県の補助額以上の繰越額、剰余金のある団体への補助金
 - vi)制度創設から長年経過する中で当初の意義が薄れつつある事業 (実績を上げ県の支援の必要性が薄れたものも含む)
 - vii)予算額に対して補助実績が低いもの
 - viii)終期のない補助金
 - ix)事業規模の大きい県単補助金
 - x) 市町や団体に対する県単補助金の中で、市町村や団体向けの国の 直接補助と補助対象が重なり得るもの

【H29 から当分の間実施】

② 新規の補助金の創設にあたっては、県関与の必要性、緊要性、ニーズ、得られる効果等を十分検討したうえで、真に必要と判断されるものについて、当分の間、原則として、全体の補助対象経費に対する県の補助割合を最大3分の1とするとともに、終期を必ず設定(終期は最長3年間とし、記者発表資料などの公表資料に明記)

【H29 予算分から実施】

③ すべての県単補助金について、定量的な目標(KPI)を設定し、事業評価に活用

(4) 社会保障関係経費の見直し

見直しの方向性

社会保障関係経費については、医療費や介護給付費が対象者数の増加や医療の高度化などにより、増加傾向にあり、今後は、国の動向や社会経済情勢などの推移も見据えながら、特に、裁量の余地のある事業を中心に、給付の水準と範囲が適正であるかなどを検討したうえで、必要な見直しを行います。

具体的取組

短期的取組

【H29 から H31 の間に実施】

① 県単独の助成など裁量の余地のあるものについては、セーフティ・ネットの確保の観点に留意しつつ、県全体の県単補助金の見直しと歩調を合わせた見直しを実施

【見直し対象となるもの(県単補助金の基準を準用)】

- i) 高率補助金(1/2 を超えるもの)
- ii) 零細補助金(個々の市町への交付額が 1,000 千円未満のもの)
- iii) 国庫補助事業に対する県単上乗せ補助金
- iv)市町に対する交付税措置のある経費への補助金
- v) 県の補助額以上の繰越額、剰余金のある団体への補助金
- vi)制度創設から長年経過する中で当初の意義が薄れつつある事業 (実績を上げ県の支援の必要性が薄れたものも含む)
- vii) 予算額に対して補助実績が低いもの
- viii)終期のない補助金
- ix)事業規模の大きい県単補助金
- x)市町や団体に対する県単補助金の中で、市町村や団体向けの国の 直接補助と補助対象が重なり得るもの

【H29 から実施】

② 医療費の抑制に向け、ジェネリック医薬品の使用促進、重複・頻回受診の抑制に向けた取組の推進、予防・健康増進の取組の促進を実施

(5)総人件費の抑制

見直しの方向性

総人件費については、これまでも適時必要な見直しを行ってきたところですが、歳出総額の約3割、一般財源総額の約4割を占めるとともに、義務的経費の中で最も割合が大きいことから、職員定数や働き方、人事・給与制度などの観点から、引き続き抑制に努めていきます。

具体的取組

【H29 から随時実施】

① 職員定数の見直し

一層簡素で効率的・効果的な組織体制の構築を進め、業務の廃止・見直 し等を行いながら、職員定数を見直し、組織のスリム化を図っていきます。

② 働き方の見直し

業務や勤務時間の削減につながる行政運営を図るとともに、仕事の生産性を高め、時間外勤務を前提としない働き方をさらに追求していきます。

③ 人事・給与制度等の見直し

職員の人事・給与制度等については、社会経済情勢の変化や、国や他府県との均衡などをふまえた見直しについて検討します。

(6)維持管理費の抑制

見直しの方向性

県管理の施設・設備や情報システムにかかる維持管理費は、110~120 億円台(一般財源ベース)の規模で推移し、やや増加傾向にあります。

現下の県財政の状況や今後の人口減少の進展等も踏まえ、当該施設・設備や情報システムを引き続き県が保有・管理するのかどうか、施設の運営形態が効率的かどうかなどについて検討し、その検討結果を生かして、維持管理費総額の抑制を図ります。

また、施設の運営費については、様々な工夫を行い、節減を図ります。

具体的取組

短期的取組

【H29 に実施】

- ① 県有財産の必要性とその管理のあり方について検討
 - 〈検討の視点〉
 - i)公の施設等の公共施設
 - ・施設において実施されている事業そのものの必要性について、改めて検討
 - ・そのうえで、県として実施する事業の必要性が薄れた施設や、 利用実績が低調又は空スペースの多い施設については、廃止又 は統合することも含めて見直し
 - ・官と民、県と市町との役割分担の観点から、県以外の主体に移 譲することができないか検討
 - ・引き続き県として施設を運営する場合でも、機能を見直すことができないか、また、運営費の縮減のため、外部委託等の活用が更に図ることができないか検討
 - ii) 公共インフラ施設
 - ・施設の老朽化の状況をふまえ、既存のインフラは長寿命化の視点を重視するとともに、新規のインフラ整備は、厳しい優先度付けを実施(再掲)
 - iii)船舶等、高額備品
 - ・船舶やヘリコプター、大型車両については、その保有台数や維持費の縮減について、改めて検討
 - ・高額備品については、「みえ物品利活用方針」を踏まえ、既存物品の有効活用を十分図ることを基本としつつ、更新が必要な場合は、支障のない範囲でダウンサイジングや機能の簡素化を行うことも含めて見直したうえで、リースやレンタル、スポット使用等の手法も検討

iv)情報システム

・更新時期を迎えた既存のシステムについては、費用対効果の観点から、市販の汎用ソフトなどで代用できないかも含め、ゼロベースで検討

【H29 から随時実施】

- ② 県有施設においては、光熱水費等のより一層の節減と外部委託等の更なる推進等により、維持管理費を削減
- ③ 更新時期を迎えた既存の情報システムについては、市販の汎用ソフトで代用できないかも含め、厳しく見直し
- ④ 高額備品の更新にあたっては、支障のない範囲で、ダウンサイジング や機能の簡素化を図るとともに、リースやレンタル、スポット使用等 の手法を可能な限り導入

【H29 から当分の間実施】

⑤ 新規の情報システムについては、着手済みのものや義務的なものを除 き、原則として当面見合わせ

中期的取組

【H30 以降、順次実施】

- ⑥ 県有財産のあり方の検討を踏まえた施設・設備、備品、情報システム、 基金の保有の見直し
- ⑦ 県有財産のあり方の検討を踏まえた既存施設の運営形態の見直し

(7) 事務的経費の節減

見直しの方向性

旅費、消耗品費などの事務的経費については、これまでも節減を図ってきたところですが、さらに効果的・効率的な行財政運営を図っていく観点から、メリハリをつけながら、より一層の節減を進めます。

具体的取組

短期的取組

【H28 から随時実施】

- ① 旅費の節減(そもそもの必要性、人数・回数の精査、出張先の精選、 その他の見直し)
- ② 消耗品・コピー代等の節約(文房具の徹底した節約、コピーにおける 集約機能・両面印刷の使用徹底、コピーのカウント管理、カラーコピーの原則禁止、部局単位でのテレビ台数・雑誌等定期刊行物等の見直し、その他の見直し)

(8) 事業の選択と集中を図る仕組みの見直し

見直しの方向性

極めて硬直的な財政状況における限られた経営資源の中、今後の予算編成においては、より一層メリハリをつけていくことが必要です。このため、重点取組に対する資源配分については、より一層重点化しつつ確保する一方、今後は大規模臨時的経費(施設の建築・改修や、情報システムの更新、イベントなど)に対して厳しい優先度判断を行うなど、事業の選択と集中をより一層図ることができるよう見直しを行います。

具体的取組

短期的取組

- ① 大規模臨時的経費については、その規模を抑制するとともに、優先度 の基準を設定し、厳しい選択と集中を実施
- ② 重点取組の範囲や規模をより一層重点化
- ③ 限られた財源の中で、より一層メリハリのある予算とするため、部局 長がこれまで以上にマネジメント力を発揮しながら、必要に応じて事 業を休止し、その財源を注力する取組に対し効果的に配分
- ④ 予算を置かずに取り組んでいる効果的な取組「ゼロ予算」を県民等に 積極的に情報発信

見直しの考え方

歳入の34%を占める県税収入の確保には、税収基盤を強化させていくために、 民間の自律的な経済活動を促進していく必要がありますが、他方で、普通交付 税の交付団体である本県では、歳入増に一定の制約がかかります。

そのため、より一層の歳入確保に向けて、県税収入の確保にとどまらず、あらゆる財源確保策について検討し、具体的に展開可能な取組から進めていくこととします。

(1) 県税収入の確保

見直しの方向性

徴収率の向上に向けて、県税未収金の8割以上を占める個人住民税の徴収対策を強化します。個人住民税は、市町が賦課徴収することから、県内市町との連携を深め、個人住民税の特別徴収を推進するとともに、市町の徴収力の底上げのための効果的な徴収方策や徴収体制の実現に向けて取り組みます。

また、県税の納付を確実なものとすることは、歳入確保の取組として重要であることから、納税環境の整備や広報等の取組を推進します。

具体的取組

短期的取組

【H29 から H31 の間に実施】

- ① 県と市町による「地方税収確保対策連絡会議」内に設置された「個人住民税特別徴収加入促進研究会」を中心として、個人住民税の特別徴収義務者の指定についてさらに徹底
- ② 滞納常習者の発生を阻止するため、預貯金以外に給与や売掛金の差押を含めた効果的な滞納整理の推進

中期的取組

- ③ 県主催の徴収関係研修や「地方税収確保対策連絡会議」を通じて市町 の徴収力を強化
- ④ 電子納税の導入等の納税環境の整備に向けた検討や広報等の取組の充実

(2) 財産の有効活用、未利用財産の売却促進

見直しの方向性

県有施設に未利用財産がある場合は、財産の効率的な運用や有効活用の観点で作成する個別財産の利活用計画に原則計上することとし、利活用の対象となる財産を適切に把握したうえで、時機を逃さない有効活用を図ります。

また、県有施設内未利用スペース(部屋)の貸付に取り組むとともに、余裕スペースについては、自動販売機をはじめ県民や施設利用者の利便性の向上に資する設備の新規設置場所や活用需要の発掘に努め、余裕スペースの積極的な活用に取り組みます。

さらに、未利用財産を売却するにあたっては、新しい売却手法を積極的に 検討し、一層の売却を進めます。

具体的取組

短期的取組

- ① 県有施設所管部局による、利活用の現状や今後の見込み等を踏まえた自己点検(施設評価)の実施
- ② 「第二次みえ県有財産利活用方針」を踏まえた今後の利用見込み等の検討
- ③ 総務部での試行実施を踏まえ、未利用スペースの民間事業者等への貸付を積極的に全庁展開
- ④ 自動販売機設置箇所の調査を実施し、設置箇所を拡大
- ⑤ 自動販売機以外の設備の設置可能性の調査を実施し、新規貸付を推進
- ⑥ 未利用財産の効果的・効率的な売却に向けた新しい売却手法の検討・ 実施

(3) 使用料、手数料の見直し

見直しの方向性

「当初予算要求にあたっての基本的事項について」に記載のとおり、3年以上改正を行っていないものは、可能な限り早期に見直します。

また、現在使用料・手数料を徴収していない事務についても、他の都道府県の事例等を参考に、徴収の可否について検討します。

なお、指定管理者制度を導入している場合は、指定管理委託の更新時に適 正な価格となるよう、指定管理料の見直しを行います。

具体的取組

短期的取組

【H29に実施】

- ① 使用料の見直しにあたっては、
 - ・光熱水費や施設・設備の維持管理費等所要経費の料金積算への算入 の徹底
 - ・利用者の見込み等に基づく収支の均衡
 - ・他の都道府県や同様の民間サービスとの比較
 - ・受益者の応分負担 等 の視点に基づく見直し方針の策定
- ② 各種減免・徴収猶予規定について、必要性・妥当性の観点から点検
- ③ 見直し方針に基づく一斉見直しの実施

(4) その他の歳入確保策の推進

見直しの方向性

これまでも県発行印刷物やホームページ等への広告掲載、県有施設へのネーミングライツ等取組を進めてきたところですが、今後も、あらゆる方策を 積極的に検討・推進し、より一層の歳入確保に努めます。

[ネーミングライツ対象施設の拡大]

ネーミングライツについては、県有施設や県内自治体の施設への導入が広がってきた状況を踏まえ、改めて全庁的に対象施設の洗い出しを行うとともに、他県の取組等を参考に対象施設の拡大や募集方法の見直しを進めます。 〔広告収入の確保〕

広告収入確保の取組については、他の自治体の優良事例を踏まえ、対象箇所や手法の拡大を図ります。

[個人及び法人等からの寄附の拡大]

寄付者のメリットの大きいふるさと納税制度に対応したクラウドファンディングや企業版ふるさと納税制度については、他の自治体の先行事例も参考にしながら積極的に活用します。

[その他の歳入確保策]

国庫補助金等だけでなく、民間や財団が提供している助成金などの外部資金を利活用するよう徹底するとともに、助成制度について分かりやすい情報提供を図ります。

具体的取組

[ネーミングライツ対象施設の拡大]

短期的取組

【H29 から実施】

- ① 県有施設へのネーミングライツ導入可能性調査の実施 (集客施設に加え歩道橋、橋りょう、ダム、イベント等を対象とする)
- ② 対象施設や募集方式など基本方針の見直しと導入促進のためのインセンティブの仕組みづくり
- ③ 見直し後の基本方針に基づき新たな施設にネーミングライツを導入

[広告収入の確保]

短期的取組

【H29 に実施】

- ④ 専門家による広告対象箇所(媒体)や手法の拡大
- ⑤ 提案型の広告募集の実施

[個人及び法人等からの寄附の拡大]

短期的取組

【H29 から実施】

- ⑥ 企業版ふるさと納税制度の積極的な活用
- ⑦ クラウドファンディングの統一的な指針の策定及び情報発信のための ポータルサイトの活用
- ⑧ 策定したクラウドファンディング指針に基づく事業の実施

〔その他の歳入確保策〕

短期的取組

- ⑨ 国庫補助金等だけでなく民間の助成金等外部資金の利活用の徹底
- ⑩ 助成制度を利活用するためのわかりやすい情報提供の推進
- ① 特別会計剰余金の一般会計へのさらなる繰入
- ⑫ 特定目的基金のより一層の活用